

社会福祉法人 快適福祉協会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人快適福祉協会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬の総額)

第2条 役員に対して、各年度の総額が5,000,000円を超えない範囲で、この規程に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員(1日8時間、週平均所定労働時間40時間勤務)については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとする。
- (3) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬については、上記2の規定を適用する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第11条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、ただし、その日が休日、日曜日、または土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日を支給日とする。
- (2) 理事会及び評議員会に出席したことに対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	月 額
理事長	200,000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

		日 額
評議員	評議員会への出席	5,000 円
	上記の他、法人業務のための出勤	5,000 円
理事長	理事会への出席	5,000 円
	上記の他、法人業務のための出勤	5,000 円
理事	理事会への出席	5,000 円
	上記の他、法人業務のための出勤	5,000 円
監事	監事監査等への出席	5,000 円
	上記の他、法人業務のための出勤	5,000 円